

非常勤講師の皆さん 労働条件で疑問に思っていることはありませんか？

非常勤講師の皆さんは、労働条件通知書をもっておられると思います
が、詳しい説明を受けられたでしょうか？

私たち高教組(長崎県高等学校教職員組合)は、県教委に対して、学校の教職員
は臨時採用や非常勤ではなく正規採用で雇用するよう求めるとともに、臨時採用
や非常勤講師の皆さんの労働条件の改善についてもとりこんでいます。ここでは、
現時点での非常勤講師の皆さんの労働条件の概要についてお知らせします。もっ
と詳しく知りたい場合や、困っていることがある場合は、職場の高教組組合員に
ご相談ください。

【賃金】「報酬」として1時間当たり 2,800 円が
支給されます。授業だけでなく採点や成績
処理など、学校が必要と認めた業務につ
いては支給されます。

手当は「通勤費用」だけで、勤務日数にか
かる費用が支給されます。

※「報酬」が支給されない仕事は非常勤講師
には頼まないということが原則です。そう
なっていない場合は、職場の組合員にご相
談下さい。

※「学校が必要と認めた仕事」については、以
下の内容も県教委交渉で確認しています。

①実習などでの準備や片付け

「県教委としては、1時間あたりで報酬
を支給することになっているが、授業は50
または45分。差の10～15分は片付けや
準備等の業務も含めて報酬の対象にしてい
ると整理している。その上で、準備や片付
けが10分とか15分で対応できるような時
間や量でなければ、それは『必要と認める
業務』と考えて差し支えない」

②当該教科・科目に非常勤講師しかいない場 合の教科・科目担当者としての業務

「そういう業務も含めて『必要と
認める業務』になると思う。絶対し
なければならない業務であれば、そ
れに応じたものは必要だと思う」

※この場合は、その業務が何時間相当にな
ったかを示すことが必要です。

【有給休暇】年次有給休暇(年休)は勤務予定
日数によって日数が違います(労働条件通
知書に記載)。2校以上勤務する場合は、
勤務予定日数を合算します。

1日または1時間単位で取れます。1日
分が何時間になるかは、1週間の勤務時間
を勤務日数で割った時間(端数切り上げ)で
算出します。

<例>週2日勤務で合計5時間なら1日分は
3時間

※労働条件通知書には、他に夏季休暇とイン
フルエンザの場合の休暇しか記載されてい
ませんが、他にも次のような有給休暇があ
ります。

①忌引き休暇…実父母7日、実祖父母3日、
義父母3日 等

②地震・水害・火災その他の災害で危険を回
避するため勤務できない場合

※有給休暇ですから、授業設定日に休んでも
「報酬」が支給されます。

【社会保険】国民健康保険・国民
年金になります。

知りたいことや相談したいことがある場合は、高教組本部でも受け付けます。

TEL (095-827-5882) HP (「長崎高教組」で検索)にも問い合わせコーナーがあります。